

日時：令和4年7月27日（水）14：30～

場所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、浅井委員、加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、  
松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、栗原参事官、香月参事官、  
吉屋参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

○伊藤企画官 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、大島委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第211回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は二つございます。

議題1「個人情報保護法ガイドラインの改正について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議題1「個人情報保護法ガイドラインの改正について」、御説明申し上げます。

令和5年4月1日の令和3年改正法の完全施行に向けて、民間部門に関する個人情報保護法ガイドラインについて、改正に伴う規定の整備等を行うとともに、公的部門に関する個人情報保護法ガイドラインについて、他法令の改正等に伴う規定の整備等を行うものとなっております。

資料については、資料1-1として概要資料、資料1-2から1-7として各ガイドラインの改正告示案をお示ししており、これらに基づき御説明いたします。

まず、民間部門に関するガイドラインの改正について、資料1-1の左側を御覧ください。来年4月1日に施行されるデジタル社会形成整備法第51条による個人情報保護法の改正等に伴い、民間部門に関するガイドライン、すなわち、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、（外国にある第三者への提供編）、（第三者提供時の確認・記録義務編）、（仮名加工情報・匿名加工情報編）及び（認定個人情報保護団体編）について、所要の規定の整備等を行うものとなっております。

改正事項の概要について、主な事項を3点御説明申し上げます。

1点目として、個人情報保護関係法令の改正に伴う条ずれ、条文引用箇所の変更等を行っております。例えば資料1-2の9ページにおいて、法改正により、個人情報保護法第9条に地方公共団体が追加されたことに伴う記載の変更を行っております。

2点目として、個人情報保護法の改正により、一部の民間規律の適用対象となる地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に関する記載を追加しております。例えば資料1-2の13ページにおいて、個人情報取扱事業者から除外される地方独立行政法人の範囲についての記載を追加しております。

3点目として、個人情報保護関係法令の改正に伴う経過措置規定に関する記載を追加しております。例えば資料1-2の16ページから17ページにおいて、個人データの目的外利用に関する改正法の施行日前に行われた同意に係る経過措置についての記載を追加しております。

次に、公的部門に関するガイドラインの改正について、資料1-1の右側を御覧ください。福島復興再生特別措置法の改正やこども家庭庁設置法の制定により、新たな組織が発足すること等に伴い、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）について、所要の規定の整備等を行うものとなっております。

改正事項の概要について、主な事項を2点御説明申し上げます。

1点目として、個人情報保護法別表第1及び第2に掲げる法人として、福島国際研究教育機構に関する記載を追加しております。具体的な内容については、資料1-7の7ページ及び8ページに記載がございます。なお、個人情報保護法の別表に福島国際研究教育機構を追加する改正自体は既に施行されているところですが、実際の法人設立は令和5年4月と見込まれております。

2点目として、個人情報保護法の適用を受ける行政機関にこども家庭庁を追加しております。具体的な内容については、資料1-7の6ページに記載しております。なお、こども家庭庁の設置は令和5年4月1日と予定されております。

今後の予定について、資料1-1の下部を御覧ください。ただいま御説明しました各ガイドラインの改正については、基本的に令和5年4月1日から施行することとし、デジタル社会形成整備法第51条の施行に関わらない一部については、告示日に施行することとしております。また、本件の各改正案の内容は、行政手続法に規定する軽微な変更該当するため、意見公募手続は行わないこととしております。

なお、各改正案については、今後、技術的な修正を行う可能性がある点、お含みおきをいただけますと幸いです。

また、本件の資料、議事録、議事概要の公表については、官報掲載と併せて後日行うことを予定しております。

議題1の御説明は、以上となります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○丹野委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

中村委員。

○中村委員 この改正で、個人情報保護法に関するガイドラインの全てについて、令和3年改正法の全面施行に向けた対応が完了することを踏まえて、この機会に一言申し述べたいと思います。

令和3年改正法の全面施行まで、残り8か月程となりました。地方公共団体においては、施行に向けて条例改正等の対応を進めていただいていることと思います。事務局によれば、早ければ9月の議会にも条例案を上程する予定の団体がある一方で、まだ上程時期を決め

かねている団体もあるとのこと。特に小規模な市区町村や一部事務組合等に対しては、条例改正等の必要性について丁寧に説明し、個別の問合せにもしっかりと対応するとともに、事務局職員が個別に足を運んできめ細かな相談に対応するなど、引き続き丁寧な対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり、官報掲載等の手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。事務局からの先ほどの説明のとおり、本議題の資料、議事録及び議事概要については後日公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は、関係者以外の方は退席願います。

(関係者以外退席)

○丹野委員長 では、議題2「監視・監督等について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容については非公表)

では、本日の議題は以上でございます。本日の会議の資料、議事録及び議事概要については、公表しないこととした資料、議事録及び議事概要以外は、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、その点についてもそのように取り扱うことといたします。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。